

2食産第685号
令和2年5月7日

関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について

食品の製造及び流通関係者の皆様におかれては、新型コロナウイルスの影響がある中で、食料の安定供給に支障がないように取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

同法に基づく緊急事態宣言は、5月6日までとされていたところですが、本日以降も延長されたことから、引き続き、消費者の需要に応えられるよう、食品の安定供給を行っていただきますよう、貴業界団体傘下の中・大規模事業者
に周知をお願いいたします。

また、地域の小規模の事業者につきましては、可能な限りの対応をお願いいたします。

連絡先

農林水産省食料産業局

食品製造課 03-6744-7180

食品流通課 03-3502-5741